

公益社団法人滋賀県サッカー協会 ホームページバナー広告掲載取り扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益社団法人滋賀県サッカー協会（以下「甲」という）がインターネット上に公開している公式ホームページへのバナー広告掲載の取り扱いについて必要な事項を定めるものである。

(バナー広告掲載の対象)

第2条 バナー広告に掲載することができる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業所および団体

但し、事業所および団体が以下の①～③に該当する場合は、バナー広告に掲載できない。

①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）であると認められる場合

②反社会的勢力に協力・関与している又は反社会的勢力を利用していると認められる場合

③代表者、役員若しくは使用人あるいはこれに準ずる者（以下「役員等」という）、実質的に経営に関与する者、親会社、子会社、関連会社が、上記①、②にあたりと認められる場合

(2) その他、甲が適当と認めるもの

(バナー広告の掲載基準)

第3条 バナー広告は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、掲載することができる。

(1) 甲の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの、人権侵害、差別又は名誉棄損になるもの、又はそのおそれのあるもの。

(2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの

(3) 法令に違反し、又は反するおそれのあるもの、公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける業種であるもの

(5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種であるもの

(6) 求人広告又はこれに類するもの

(7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、掲載するバナー広告として適当でないとして甲が認めるもの

(バナー広告の掲載位置等)

第4条 バナー広告の掲載位置は、甲が指定した位置とする。

(バナー広告掲載料等)

第5条 バナー広告掲載料は、1枠あたり年額60,000円とする。

2 バナー広告の規格（1枠）は、次の通りとする。

(1) 縦×横：60ピクセル×190ピクセル

(2) サイズ：10キロバイト以内（アニメーションは不可）

(3) 種類：JPG、PNG、GIF

(バナー広告掲載の取消し)

第6条 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、バナー広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除もしくは掲載の一部中止をすることができる。

(1) 甲が指定する期日までに、掲載しようとするバナー広告データを提出しなかったとき

(2) 甲が指定する期日までに、広告掲載料を納入しなかったとき

(3) リンク先のホームページの内容が申請内容と著しく違うとき

(4) 本基準第2条又は第3条の基準に違反する等、その他甲が広告掲載に支障があると認めたとき

(バナー広告の掲載期間)

第7条 バナー広告掲載期間は1年単位(契約日の翌月1日から1年)とする、ただし、甲が認めた場合は、この限りでない。

(バナー広告掲載料の還付)

第8条 バナー広告掲載料は1年単位(契約日の翌月1日から1年)とし、還付しない。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は甲が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年2月1日から施行する。

令和4年4月1日、一部改定